大垣市地区計画区域（横曽根工業団地地区）内において建築等を予定されている方へ

○ 地区計画とは

地区計画とは、道路や公園の配置や規模、建築物の立地内容をみなさんと市が相談をして「まちづくり」のルールを、地域の特性に応じて定めるものです。
この制度を活用することで、みなさんの居住環境を「地区」レベルの視点で考え、その地区の特性に応じた「まちづくり」を進めることができます。
地区計画において定めることができる内容としては、
①道路の配置と幅員
②公園や広場の配置と規模
③緑の保全
④建物の用途や規模
⑤敷地面積の最小　　などがあります。

○ 建築条例とは

地区整備計画において定められた建築物に関する事項のうち、特に重要な事項について、建築基準法第６８条の２第１項の規定に基づき、条例による制限として定めるものです。

○ 横曽根工業団地地区の地区計画について

横曽根工業団地地区では、下記の内容についてルールを定めています。

①建築物等の用途
②建築物等の敷地面積の最低限度
③壁面の位置
④建築物等の形態又は意匠
⑤垣又はさくの構造
この内容につきましては、みなさんの良好な工業生産環境かつ周辺環境との調和に配慮した街区景観を確保する目的で定めています。

○ 地区計画区域内における手続きについて

この横曽根工業団地地区において建築等を予定されている方は都市計画法第５８条の２による「届出」が必要です。（※**工事着手３０日前**までに届出が必要です。）

（手続きの流れ）

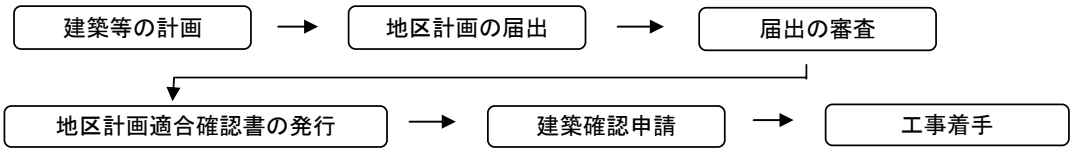

○ 地区計画の届出書について

届出書（当初届出書、変更届出書）及び記入例は次のとおりです。**正副（各1部）**提出して下さい。